

質問回答「2019-2020 年度 学校教員/生徒および市民向け  
国際理解支援」

通番	業務仕様書該当頁	該当項目	質問	回答
1	P. 22	3-1. 国際協力出前講座 概要	「青年海外協力隊や技術協力専門家などの国際協力経験者による体験談やJICA職員による講演等」を通じて行う講座とあるが、その範疇を超えるような専門性の高い内容やワークショップ等の依頼の場合、実施内容について調整を行うことになるが、最終的に「出前講座」として実施するべきかどうかの判断は受注者が行うことができるのか？ また、「出前講座」による実施が不可能と判断された依頼については、他団体を依頼元へ紹介してもよいのか？	本件で取り扱う出前講座は基本的には講師の体験談を中心とした講座となります。その範疇を超えるような特定のワークショップ等実施の希望があった場合には他団体に依頼されることを推奨してください。調整の段階で判断が困難な場合は発注者に相談願います。
2	P. 27	3-1（別紙）「国際協力出前講座」業務内容 1. 事前準備 ②派遣依頼対応	「各県の国際協力推進員或いはJICA九州が受け付ける場合もあるので、必要に応じてこれら担当者と連携して対応する」とあるが、受注者が国際協力推進員に対する「業務依頼」を直接行うことはできるか？ JICA九州を経由して行うべきか？	受注者が国際協力推進員に対する「業務依頼」を直接行うことはできません。なお、各県の国際協力推進員との連携の例として、推進員が直接受け付けた申込内容を出前講座として必要な手続き／実績取りまとめを行うことを想定しています。
3	P. 29	3-3（別紙）「館内展示」業務内容 1. 事前準備 ⑤設営	「第4四半期に設置した展示物は年度内に撤収」とあるが、複数年度契約（2019-2020）であるため、2019年度第4四半期の展示は年度をまたぐことも可能か？	2019年度第4四半期の展示に関しては年度を跨ぐことは可能です。
4	P. 34	3-6（別紙）「教師海外研修」業務内容（2020年度実施分） 1. 事前準備 ①2020年度実施計画の策定	「受注者からの同行者（同行者は原則、発注者からの2名までのみで前後の研修実施者が望ましい）を選定し」とあるが、④海外研修日程調整では「※海外研修には原則、発注者からの同行はなく」となっている。どちらが正しいか？	「海外研修には原則発注者からの同行は無い」とご理解願います。
5	P. 37	3-6（別紙）「教師海外研修」業務内容（2020年度実施分） 3. 海外研修後 ⑧2021年度実施計画の策定	「受注者からの同行者（同行は原則、発注者からの1名のみで前後の研修実施者が望ましい）を選定し」とあるが、この時点で2021年度の受注者は決まっているのか？ 「受注者からの同行者」とその直後の「発注者からの1名のみ」の記述は矛盾しているのではないのか？	「同行は原則、発注者からの1名のみ」は「同行は原則、受注者からの1名のみ」に訂正します。 また、2021年度の実施計画を策定する段階では2021年度の実施者（受注者）は決まっています。
6	P. 38	3-7（別紙）「開発教育指導者研修」業務内容 3. 実施後 ③実施報告書の作成・提出	「ク）当該年度の参加者等との振り返りを行い・・・」の部分が項目との整合性が取れていないと思われる。	「3. 実施後 ③実施報告書の作成・提出」は「当該年度の参加者等との振り返りを行い、講座全体の実施報告書（JICA九州HPにて公開）を作成し、発注者の確認および受注者の修正後発注者に提出する」に訂正します。 なお、「教師海外研修の事後研修と部分的に合同する等も検討・提案可能」は「1. 事前準備 ①年間の実施概要・スケジュール、成果品の企画、提出」の付記事項とご理解願います。
7	P. 39	4. 業務実施上の留意点 (7)	「報告会を開いて当該期中の進捗状況、課題、更に次期以降に向けた方針等について発注者に説明し」とあるが、報告会の日程調整、会場選定、案内等は受注者が行うことになるのか？	報告会の日程調整、会場選定、案内等は発注者の了解を取ったうえで受注者が行うこととします。